

# 文書から見た天領日田の庄屋について

高倉芳男

## 序

江戸時代行政機構の末端であり村方三役の第一である庄屋とはどんな職務を持つていたであろうか。江戸時代農村の行政機構の末端として一応の見聞はある。『日本歴史大辞典』（河出書房版）によれば、

それは先づ地方行政区画としての村の長であるから、地方行政官の性質を持つ。

村役人といわれるのもそれ故である。

そこで法令を村民に伝達し、賦課される貢租を村民に割当て、その納入を完遂させる責任者である。この点について、年貢納入の決算制度をとつていた事もあり、庄屋勘定などという言葉もある。村内の山林・原野・水流の利用や維持管理について、また農業技術、農作物の指導や、農民の生活一般について管理、監督する役目であり、行政役人としてはきわめて広い任務と権限とを持っていた。これは勿論庄屋が自分に有利に利用出来るものを含んでいた。年貢の割付や、山野利用について特にそれが生じやすい。これを助けた下部の村役人もいくつかあるが、そのうち組頭「くみがしら（年寄または長百姓）」と百姓代とを、庄屋と共に村方（地方）三役といった。庄屋に任命されたのは村内の有力者であつて、中央から派遣された行政官ではない。伝統的に以前から農民の中心となつていた家、名主・土豪的な農家とか・開発の指導者であつた草分の百姓とか、またはそれと大体は一致するが村内で大きい石高（土地）を持つ家とかを任命した。故に庄屋自身も農民である。そして定つた家が世襲的に庄屋になる事も多いから、慣習的に特權を持っていたわけでもある。（中略） 村共同体とし

てはすでに複雑に分化しており、共同体毎にその首長を通じて支配するのはむづかしくなつていた江戸時代であるから、村制度という方法をとつたが、同時に共同体がなくなつたわけでもないで単なる行政官にしてしまつても具合が悪い。そこで行政官の性格と共同体首長を合わせた性格の村役人すなわち庄屋が置かれたのである。その権限がきわめて広く、下部行政機構としての役目の外に、村民の私生活一般についてまで管理し監督するような権力をもつた特殊な役人であり、そぞらも農民であつたところに庄屋の特長がある。こういう庄屋が、農民として有力である上に、小農民支配を制度の上で認められたところから、時代の推移にともなう農民の階層分化において、土地集積者として有利になつた者が多く、大地主に発展したもののが多かつたのは当然である。

と述べられている。全くこの通りであるとも思うが、日田郡内の幕領の庄屋文書と私領森藩とを見た場合に若干の相違があり、また前記『歴史辞典』の記述にも不充分な点があると思うので、すこぶる乏しい資料ではあるが、幕領日田の庄屋について管見を述べて、諸賢の御指導を仰願いする次第である。

一概に庄屋といつても村に大小の別があるので、はたして全部の庄屋の職務は本質的には同一でもその業務がすべて同一であつたかと疑問が持たれる程である。いろいろの村から資料を引用する関係上、参考のために元禄年間の日田郡の幕領の村々の毛付高を挙げておく。

一四八石	堀	田村
四五〇"	城	内"
一二三三"	竹	田"
五〇〇	蓮"	
五九八"	上井	手"
八九三"	求来	里"
五一三石	庄	手村
三一〇"	中	城"
七八一"	田	島"
二〇〇三"	下井	手"

二〇 一九 一七 四四  
 二二 二二 二五 一二  
 一〇 五七 一八 三一  
 一一 〇六 一六 三二  
 一〇 三四 二七 二七  
 一〇 四一 一六 〇五  
 二三 三四 一六 二一  
 二五 〇八 一六 二二  
 八二 七〇 三七 四三  
 八六 七〇 五八 九石

柳赤袖女子加山川寺所上西陣二小羽友馬  
 ケノ子南内河野下内迫迫瀬屋迫串野田原村  
 瀬岩木烟戸手手手手手手手手手手手手手手

五六五石 一四四 二八二 五六六 五九四  
 三七七 三七七 二八 二四 二四五 二七五  
 二六五 三四五 二六五 二六五 二六五 一〇一

渡坂草山山入北高瀬江田本里 一二町村  
 一湯大一苗堂北内河野上石小切北高瀬江田本里  
 ノ井奥代部尾井畠野原山鳥木木尾井畠野原山鳥木木

四一七〃 四八〇〃 四二二〃 七二一〃 一六一〃 四一四〃 五六二〃 三三一〃 三五六〃 一八六〃 七三一〃 一九八〃 二四五〃 二四〇〃 一七三〃 五九三〃 一九三〃 一一一〃 七三石

鶴竹河 伏用大中柄 五野鎌栗綱出新福 櫻  
中河台 内内木松野西野市田手林木口城島竹村  
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

二九八〃 七七二〃 三八四〃 一八一〃 九七〃 二〇〇〃 九三四〃 一八七〃 二九四〃 一二九〃 三九四〃 一九三〃 七八六〃 七九三〃 一二五〃 七三〃 四二八〃 五一〃 一五石

高中小 秋藤財柚赤梅本川小万高芋塚古梁  
林 原山津木石野城原馬金取作田園番村  
野島竹原山津木石野城原馬金取作田園番村  
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

二九五石

祝

原村

七七石

閔村

### 一、 貢租について

貢租の賦課としては「年貢割付」がある。いま刃連庄村の文書を例にとれば次の通りである。  
戌御年貢可納割付之事

(印) 米 二百三十七石一斗三升五合  
納合 大豆 一百三石二斗九升二合  
銀 百拾五匁九分六厘

豊後国日田郡

刃連村

右者當戌御年取箇書面之通相極条、村中大小之百姓入作之もの迄不殘立会、無高下割合之、來ル極月十日限急度可令皆済もの也、

嘉永一戌年十月

池 ① 岩之丞 (印)

(以下略)

次は定免の場合であるが羽野村の文書を例にあげると、

当未御年貢割付

明和七寅ヨリ来ル未迄三十ヶ年定免

米 百七拾三石貳斗九升貳合

**印** 納合 大豆 五拾一石四斗四升八合

銀 六拾四匁四分三厘

右納付去午年同様ニ候条、村中大小百姓出作之者迄不残立会、無高下令割賦、來ル極月十日限急度可皆済者也、  
天明七未年十月撰(2) 造酒助(印)

豊後国日田郡

羽山村

庄屋  
与頭

惣百姓

以上の通り三十ヶ年の定免である。

前の二例の様にして税の割付が行われたとしてよからう。割付通りの納稅が完了すると、次の様な皆済目録を下付された。

未御年貢皆済目録

豊後国日田郡

羽野村

本途

高三百七拾五石七斗四升二合

一米 百七拾貳石三斗五升六合

一大豆 五拾壹石五斗貳升六合

本途見取

內 三斗壺升 見 取

比銀 弐貫五百六拾貳忽三分九厘

但 大豆壺石二付

銀 四拾九勿七分三厘

一銀 九分 小物成定納

一銀 七忽四分三厘小物成不定

一米 六石七斗壺升六合 口 米

比銀四百拾九忽七分四厘

但 米一石二付

銀六拾貳忽四分九厘九毛

一銀 弐分五厘 口 銀

一米 七斗五升壺合 六尺給

一米 武斗武升五合

御伝馬宿入用

比銀 拾武匁九分四厘

但米 壱石二付

銀 五拾七匁四分九厘九毛

一銀 五拾六匁三分六厘

御藏処入用

一銀 壱匁四分八厘

戌より卯まで三十ヶ年賦

午夫食代返納

一米 武斗壹升五合

右同年賦  
未夫食返納

一穀 壱斗六升七合五勺五才

申、酉、戌三ヶ年貯夫食

比米 八升三合七勺七才

二十分一御下置穀

米 百七拾三石二斗二升二合

合 粉 壱斗六升七合五勺五才

銀 三貫六拾壹匁四分九厘

比 扎

粉 壱斗六升七合五勺五才

御下志置粉

米 百七拾三石三斗武升武合

米 武斗一升五合

内米 百七拾三石壹斗七合

江戸買納  
長崎御廻米

銀 三貫六拾壹匁四分九厘

外銀 四拾三匁三分武厘

納入用

右者去未御年貢本途其外「書面之通、皆濟二付、小手形引上一紙目錄相渡上者、重而小手形差出」可為反古もの也、  
文化九申年五月

三一③

太忠

右村

庄屋

組頭  
百姓代

日田郡八拾余ヶ村の江戸時代二百年にわたる納税関係であるから、前記の皆済目録だけで二百年間の税制を明かにするわけにはいかないが、他の資料によつて検討してみよう。

馬原村、田島村其他の銘細帳の記述によれば、冒頭に、

文緑二己年官部法印様御検地比水帳無御座、其後元和四年石川主殿頭様御検地水帳之写名寄一冊用來申候。 (馬原村銘細帳安政七年写)

の様に元和年間の石川主殿頭の検地が原簿となつてゐる様である。馬原村の場合は高九百三拾壱石四斗六升七合から七斗六升の御蔵百九拾八石八斗八升四合の永荒を引いた残りの七百三拾壱石八斗二升三合が毛付高であるが、更に二石四斗四升九合は前々よりの無地村弁高で、結局残りの七百二拾九石三斗七升四合(反別七拾三町二畝二十一歩)が課説の対照になつてゐる。比内訳をみると、

上田 七拾七石三斗七升五合 壱石四斗代

比反別 五町五反六畝拾九歩

中田 百五石壱斗九升六合

比反別 八町七反六畝拾九歩

壱石武斗代

下田 百五拾八石六斗三升 壱石代

比反別 拾五町八反六畝九歩

下々田

武拾壹石武斗三升七合 八斗代

比反別 武町六反五畝拾四歩

上畠成田 六升四合 壱石武斗代

比反別 拾六歩

下畠成田 九斗六升

比反別 壱反武畝歩

壹斗七升九合 八斗代

比反別 壱反四畝廿二歩

下々畠成田 壱年三升武合 六升代

比反別 武畝六歩

田方合 三百六拾三石五斗九升四合

平均一反につき

比反別 壱石壹斗三合武勺

三拾武町九反五畝廿四歩

上畑

百武拾六石八斗三升武合

壱石二斗代

比反別

拾町五反六畝廿八歩

中畑

七拾九石七斗七升三合

壱石代

比反別

七町九反七畝廿武歩

下畑

九拾七石九斗三升武合

八斗代

比反別

拾武町二反四畝四歩半

下火畑

四拾五石七斗八升壱合

六斗代

比反別

七町六反三畝歩半

一屋敷畑

拾四石三斗四升七合

壱石代

比反別

壱町四反三畝拾四歩

四反八畝歩

田方

内

武町五反歩

武町四反九畝歩

□ 方

比見取　田は正徳四ヶ年南条金左エ門様御支配之節より前取上納仕来申候、

烟は貞享三寅年小川藤左エ門様御支配之節より、

是は川端流地域は大水場烟へ荒間原間之内土地悪敷故ニ起懸り申候付、年々不同御座候、

前述のような上田から下さき烟などにいたる等級に応じて課税されていたことがわかる。

次に定小物成については、茶・栗・柿・漆・鉄砲・楮・桑・などで銀七十七匁五厘となつており、御運上に築一ヶ所があり、不定小物成には刈畠の銀一匁五分九厘などがある。以上で本途物成、見取、及びその算定の基盤となつた田畠の構成定免の種類などについて綿密な調査が行われていた事がわかるであろう。

次に：免の場合には次の文書のように郡代からは承認したと云う御請の証文を取つてある。

天保二年

御定免御請連判証文

卯八月　　豊後国日田郡　　赤石村

文政四己より去寅迄拾ヶ年定免年季明

当卯より来る戌迄拾ヶ年定免

一高武百九拾九石壹斗六升四合

日田郡

内高七石八斗九合

新田烟

赤石村

(中略)

申

渡

豊後国日田郡

柚木村

百姓代

又左エ門

百姓

彌三次

大野村

百姓代

市郎兵衛

赤石村

百姓代

新左衛門

(下略)

比のようにして定免の高が与えられて、その権利と義務が保証されたのである。ところで津江筋八ヶ村は交通不便な避地であるので大豆はもとより米も全部銀納であつた。(大山筋は三分ノ一銀納)したがつて米の石高は一定していくても米のねだんの高下は津江筋の税金の多少に影響する。殊に凶作などの場合は複雑な様相を呈する(凶年の騰貴した穀類値段では負担の過重

を来すことになる）。したがつて「乍恐以書付奉願上候」の文書で米代・大豆代の高値を訴えた文書が見られる。

こんな場合には「豊後國日田郡津江筋八ヶ村之儀、御年貢米大豆皆銀納之村々御座候処、近年引続凶作にて穀類値段引上極め因窮（中略）米、大豆之御値段之儀三十ヶ年平均之定石代値段に御取箇被仰付被為成度旨者、去戌年御巡見様方御入部の節願書奉差上候処、（下略）」等の事態も生じた。

小物成も「不定小物成取立上納訃書上帳」（明和八年卯四月 赤石村）などがあるが、不定小物成に就いて記録にして税の徵収がスムーズに行われる資料として保存する必要があつたようである。

定小物成にも同様に、

明和八年

定小物成取立上納之訃書上帳

卯四月

日田郡

赤石村

とある「書上帳」には、

一茶・漆・鉄砲・桑・楮・柿・栗

定小物成

比銀式拾六匁九分九厘

内

銀 四匁六分五厘

茶役定納

（略）

とくわしく出ているが、特に日田は山地が多いので、

文政七年

自山稼拾分ノ一御運上書上帳

申十一月

日田郡 赤石村

とある「書上帳」には、

一四分板九拾枚

但	長	平均	六尺
巾	平均	壹尺	

檜牧	二付銀三分三厘
----	---------

赤石村 儀平 (印)

比御運上銀弐匁九分七厘

一銀治炭百五俵

但壹俵ニ付

四貫目入  
銀三分三厘

拾俵ニ付

彌藏 (印)

比御運上銀二匁一分 (中略)

右者去戌十一月当亥十月迄自山稼之者共庄屋組頭立会吟味之上拾分一御運上取立之上納仕候、右之外穩壳仕候もの御座候而露見仕候ハ、當人者不及申庄屋組頭何分之越度ニ茂被仰付候、依之奥判任(下略)

のような自山稼の運上の記録が造られている。その運上の精確を期するために「津江筋八ヶ村產物御他領壳出取調書上帳」（文政八年、西十一月）のように他領との取引に関する資料も作成して大切に保存する必要があつたのであろう。

註

①②③夫々西国筋郡代摺斐造酒之助 敬正、池田岩之丞季秀、三河口太忠輝昌である。

（未完）